

女川原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料③^{（廃止措置計画の取り扱い）}

2022年8月25日

東北電力株式会社

目次

1. 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に伴う廃止措置計画変更認可申請の取り扱いについて
2. 線量評価に係る影響評価及び分析
 - 2.1 線量計算地点の選定の考え方及び影響
 - 2.2 平常時の線量評価に対する影響
 - 2.3 事故時の線量評価に対する影響
 - 2.4 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくに対する影響
3. 廃止措置計画における周辺監視区域境界に係る記載と影響について
4. 保安規定変更内容の廃止措置計画への反映の考え方

1. 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に伴う廃止措置計画変更認可申請の取り扱いについて

女川原子力発電所の安全対策工事に伴う作業用地を確保するため、保安規定の変更を行い、周辺監視区域境界南南西側の一部を変更することを計画している。

このため、現時点の女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）の本文及び添付書類の記載事項について、今回実施する周辺監視区域境界の変更に直接係る事項である平常時、事故時及び使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による線量評価への影響を中心に、廃止措置計画への影響について確認した。

確認の結果、本文及び添付書類の記載事項の趣旨に影響がないことを確認した。一方、周辺監視区域境界が記載された本文及び添付書類の図面については変更が必要であることを確認した。確認結果を踏まえ、周辺監視区域境界が記載された本文及び添付書類の図面の変更については、今後、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに行う廃止措置計画の変更認可申請に合わせて実施する。（3.表3-2及び4.参照）

廃止措置計画の本文及び添付書類における周辺監視区域境界に係る記載並びに今回の変更が記載事項の変更を伴うものであるか否かについての確認結果については次頁以降に示す。

2. 線量評価に係る影響評価及び分析

2.1 線量計算地点の選定の考え方及び影響

2.1.1 平常時の線量評価地点の選定の考え方

解体工事準備期間の平常時の線量評価地点の選定においては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に従い、周辺監視区域境界上で計算点がほぼ均等の間隔で得られるよう1号炉排気筒を中心として、その点から16方位に計算点を選定している。

なお、評価結果に保守性を確保する観点で、敷地境界の内側である周辺監視区域境界上に線量計算地点を選定している。

2.1.2 事故時の線量計算地点の選定の考え方

解体工事準備期間の事故時の線量評価においては、敷地境界上で放出源を中心とした16方位に計算点を選定している。

(発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針の抜粋)

V. 線量の計算地点

線量の評価は、「II 線量評価の範囲」に述べたように、原子炉施設周辺において各被ばく経路について線量が最大となる地点で行うことを原則としている。

線量の計算地点の選定は、放射性希ガスからのガンマ線による実効線量の場合と放射性よう素の摂取による実効線量の場合とに対して、下記のように行うこととした。

1. 放射性希ガスによる実効線量

放射性希ガスによる実効線量は、放射性雲からのガンマ線がその対象となるので、希ガスの濃度よりもガンマ線そのものに着目する必要がある。

最大の線量は、敷地周辺の線量分布を求め、その分布から定めるようとする。線量分布は、例えば、敷地境界上で計算点がほぼ均等の間隔で得られるよう中心点を敷地内に選び、その点から16方位に計算点を選定して線量計算すれば得られる。

ただし、山岳や海岸のように明らかに人が住居しない場所は除外することができる。放射性物質を複数点から放出する場合、原則としては、計算地点における各放出源からの寄与を求めて合計するが、計算結果が安全側に得られることを示すならば単独放出源を仮定して計算してもよい。

2.2 平常時の線量評価に対する影響

廃止措置計画（令和3年2月26日変更認可）の添付書類三の平常時における実効線量の計算地点は、1号炉排気筒を中心に16方位に分割した陸側13方位の周辺監視区域境界上としているが、今回の周辺監視区域境界の変更は計算地点に係わらないことから、線量評価に影響はない。平常時における実効線量の計算地点及び線量評価結果を図2-1に示す。

なお、「資料3 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置変更許可申請書の取り扱い） 2.2 平常運転時の線量評価に対する影響」において、変更する周辺監視区域境界のうち最も敷地境界側へ変更された距離が大きくなる位置の気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量※は、変更する周辺監視区域境界近傍の線量計算地点SSW（南南西）の線量評価結果に比べ線量影響は1割程度低減することを確認している。また、変更する周辺監視区域境界のうち放出源からの距離が最短となる位置の気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量※は、変更する周辺監視区域境界近傍の線量計算地点SSW（南南西）の線量評価結果に比べ線量影響は1割未満の増加で、ほぼ同程度であることを確認している。

※放出源から線量計算地点までの距離の変更の影響を受ける最大の被ばく経路

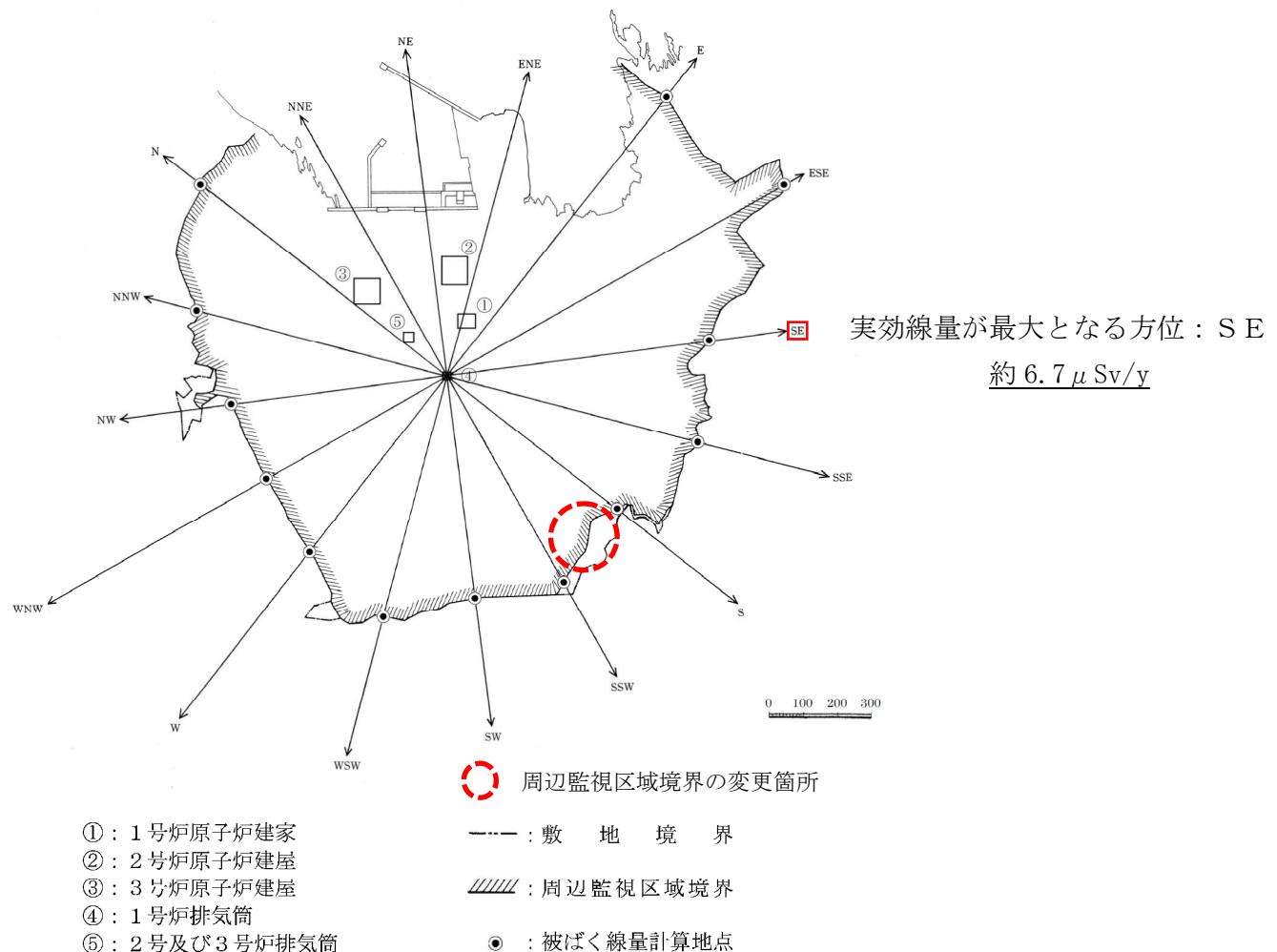


図 2-1 平常時における実効線量の計算地点及び線量評価結果

2.3 事故時の線量評価に対する影響

廃止措置計画（令和3年2月26日変更認可）の添付書類四の解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける実効線量の計算地点は、1号炉原子炉建家を中心に16方位に分割した陸側13方位の敷地境界上としており、今回の周辺監視区域境界の変更は計算地点に係わらないことから、線量評価に影響はない。解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける実効線量の計算地点及び最大値の方位を図2-2に示す。

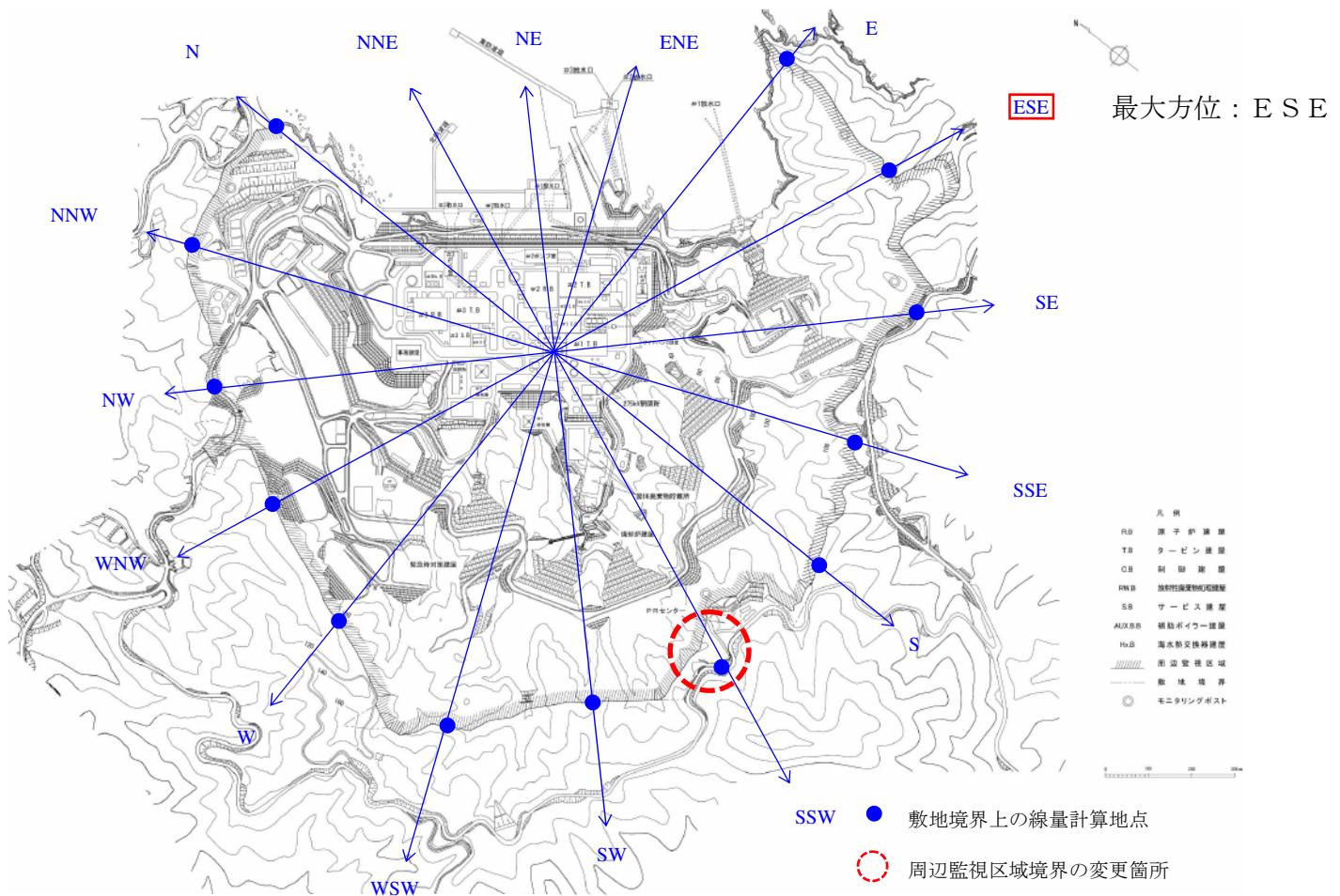


図 2-2 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受けける実効線量の計算地点及び最大値の方位

2.4 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくに対する影響

追補（添付書類六）の使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による実効線量の評価地点は、海側方位を除いた敷地境界上で、使用済燃料プールからの距離が最も短く、実効線量が最大となる地点としており、今回の周辺監視区域境界の変更は評価地点に係わらないことから、線量評価に影響はない。使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による実効線量の評価地点を図 2-3 に示す。

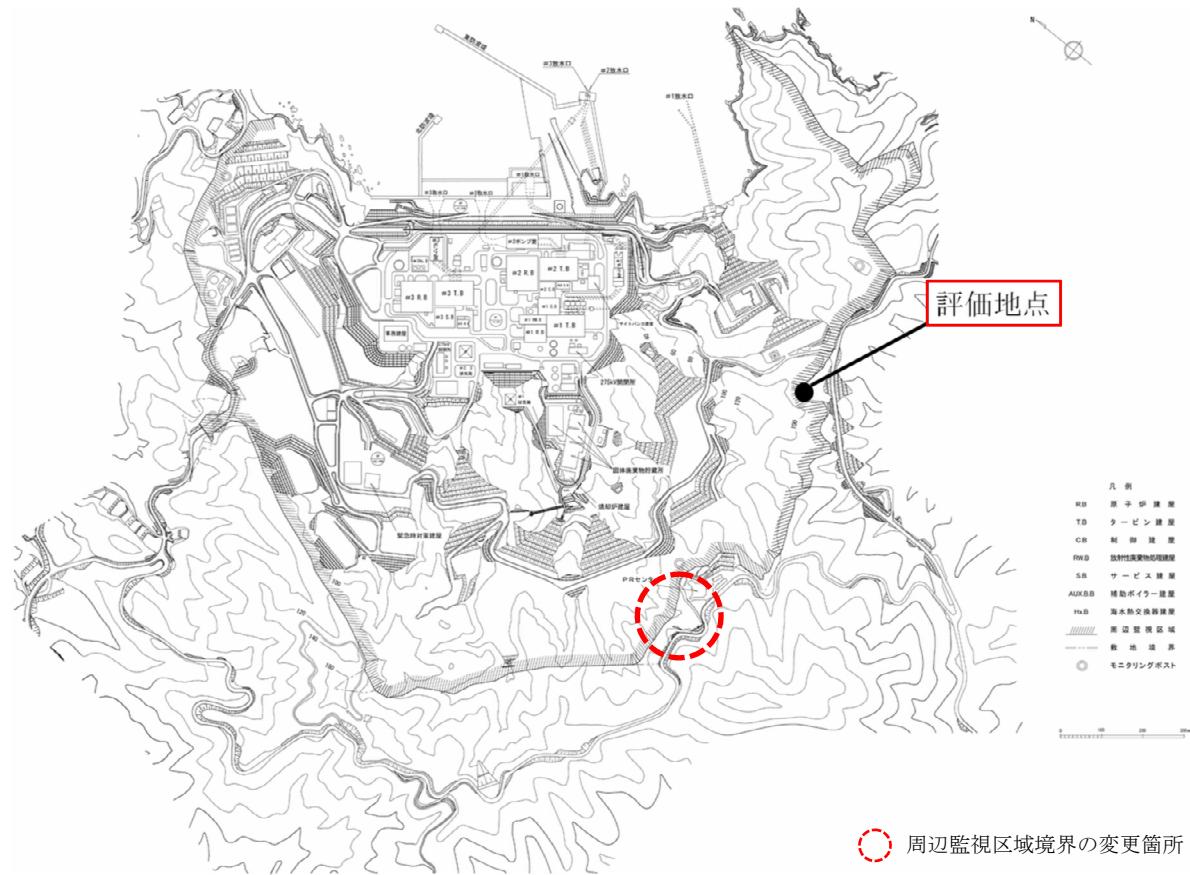


図 2-3 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からの
スカイシャイン線による実効線量の評価地点

3. 廃止措置計画における周辺監視区域境界に係る記載と影響について

廃止措置計画の本文及び添付書類における周辺監視区域境界に係る記載並びに周辺監視区域境界の変更が記載事項の変更を伴うものであるか否かについて確認した。

廃止措置計画における周辺監視区域境界に係る記載と影響の有無及びその理由について表 3-1 に、廃止措置計画のうち変更が必要な図面について表 3-2 に示す。

表 3-1 廃止措置計画における周辺監視区域境界に係る記載と影響について

廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由
本文	四 廃止措置対象施設及びその敷地 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 (2) 廃止措置対象施設の敷地	敷地の形状は、海岸線に直径を持つほぼ半円状の形状であり、敷地全体の広さは約 173 万m ² である。 女川原子力発電所の敷地付近地図を第 4-1 図に示す。	なし なし	今回の変更は敷地境界内の周辺監視区域境界の変更であることから、敷地の面積及び形状に変更はない。 今回の変更は敷地境界内の周辺監視区域境界の変更であることから、敷地に変更はない。
	四 廃止措置対象施設及びその敷地 2. 廃止措置対象施設の状況 (3) 廃止措置対象施設の状況 c. 廃止措置対象施設の汚染状況	廃止措置対象施設の管理区域全体図を第 4-2 図、主な廃止措置対象施設の推定汚染分布を第 4-3 図に示す。	なし	今回の変更は周辺監視区域境界の変更であることから、管理区域に変更はない。
	五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設	解体対象施設を第 5-1 表に、解体対象施設の配置図を第 5-1 図に示す。	なし	今回の変更は周辺監視区域境界の変更であることから、解体対象施設の配置に変更はない。
	既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料	—	なし	既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。
添付書類二	廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図を第 2.1-1 図に示す。	なし	今回の変更は敷地境界内の周辺監視区域境界の変更であることから、敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図に変更はない。
添付書類三	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 2. 被ばく評価 2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価 2.2.1 解体工事準備期間 (1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく b. 実効線量の評価結果	放出管理目標値に相当する放射性物質を放出する場合の実効線量は、1号、2号及び3号炉からの実効線量から、1号炉の寄与分を除いた状態になると評価できる。 周辺監視区域境界外陸側 13 方位について希ガスのγ線に起因する実効線量を第 3.2-3 表に、評価地点を第 3.2-1 図に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉からの希ガスのγ線による実効線量の最大値は、1号炉排気筒の南東約 790m の周辺監視区域境界において、約 5.3 μSv/y である。 また、放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を第 3.2-4 表に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取による実効線量の最大値は、成人で約 0.09 μSv/y、幼児で約 0.6 μSv/y、乳児で約 0.5 μSv/y である。	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。

廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由																																																																																												
添付書類三	第3.2-3表 周辺監視区域境界外における希ガスのγ線に起因する実効線量	<p>第3.2-3表 周辺監視区域境界外における希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計算地点の方位</th> <th rowspan="2">1号炉排気筒からの距離(m)</th> <th colspan="2">希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y)</th> <th rowspan="2">希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y) 2号及び3号炉(合計)</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号及び3号炉(合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>約890</td> <td>0</td> <td>約4.6×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NNW</td> <td>約750</td> <td>0</td> <td>約5.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NW</td> <td>約640</td> <td>0</td> <td>約4.4×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WNW</td> <td>約620</td> <td>0</td> <td>約4.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>約670</td> <td>0</td> <td>約3.9×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WSW</td> <td>約750</td> <td>0</td> <td>約3.5×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SW</td> <td>約650</td> <td>0</td> <td>約3.4×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SSW</td> <td>約680</td> <td>0</td> <td>約2.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>約640</td> <td>0</td> <td>約2.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SSE</td> <td>約760</td> <td>0</td> <td>約2.8×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>約790</td> <td>0</td> <td>約5.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ESE</td> <td>約1,150</td> <td>0</td> <td>約5.3×10⁰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>約1,040</td> <td>0</td> <td>約5.2×10⁰</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計算地点の方位	1号炉排気筒からの距離(m)	希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y)		希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y) 2号及び3号炉(合計)	1号炉	2号及び3号炉(合計)	N	約890	0	約4.6×10 ⁰		NNW	約750	0	約5.3×10 ⁰		NW	約640	0	約4.4×10 ⁰		WNW	約620	0	約4.3×10 ⁰		W	約670	0	約3.9×10 ⁰		WSW	約750	0	約3.5×10 ⁰		SW	約650	0	約3.4×10 ⁰		SSW	約680	0	約2.3×10 ⁰		S	約640	0	約2.3×10 ⁰		SSE	約760	0	約2.8×10 ⁰		SE	約790	0	約5.3×10 ⁰		ESE	約1,150	0	約5.3×10 ⁰		E	約1,040	0	約5.2×10 ⁰		なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。																				
計算地点の方位	1号炉排気筒からの距離(m)	希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y)			希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y) 2号及び3号炉(合計)																																																																																											
		1号炉	2号及び3号炉(合計)																																																																																													
N	約890	0	約4.6×10 ⁰																																																																																													
NNW	約750	0	約5.3×10 ⁰																																																																																													
NW	約640	0	約4.4×10 ⁰																																																																																													
WNW	約620	0	約4.3×10 ⁰																																																																																													
W	約670	0	約3.9×10 ⁰																																																																																													
WSW	約750	0	約3.5×10 ⁰																																																																																													
SW	約650	0	約3.4×10 ⁰																																																																																													
SSW	約680	0	約2.3×10 ⁰																																																																																													
S	約640	0	約2.3×10 ⁰																																																																																													
SSE	約760	0	約2.8×10 ⁰																																																																																													
SE	約790	0	約5.3×10 ⁰																																																																																													
ESE	約1,150	0	約5.3×10 ⁰																																																																																													
E	約1,040	0	約5.2×10 ⁰																																																																																													
	第3.2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量	<p>第3.2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: μSv/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年齢 グループ</th> <th rowspan="3">摂取 経路</th> <th colspan="5">実効線量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1号炉</th> <th colspan="3">2号及び3号炉(合計)</th> </tr> <tr> <th>I-131</th> <th>I-133</th> <th>I-131</th> <th>I-133</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">成 人</td> <td>吸 入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約1.2×10⁻²</td> <td>約3.7×10⁻³</td> <td>約1.6×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>葉 菜</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約3.7×10⁻²</td> <td>約2.0×10⁻³</td> <td>約3.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>牛 乳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約3.4×10⁻²</td> <td>約7.9×10⁻⁴</td> <td>約3.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約8.2×10⁻²</td> <td>約6.4×10⁻³</td> <td>約8.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">幼 児</td> <td>吸 入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約2.2×10⁻²</td> <td>約8.0×10⁻³</td> <td>約3.0×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>葉 菜</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約8.6×10⁻²</td> <td>約5.3×10⁻³</td> <td>約9.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>牛 乳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約3.9×10⁻¹</td> <td>約1.1×10⁻²</td> <td>約4.0×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約5.0×10⁻¹</td> <td>約2.4×10⁻²</td> <td>約5.3×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乳 儿</td> <td>吸 入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約1.4×10⁻²</td> <td>約5.8×10⁻³</td> <td>約1.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>葉 菜</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約6.5×10⁻²</td> <td>約4.7×10⁻³</td> <td>約6.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>牛 乳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約3.4×10⁻¹</td> <td>約1.3×10⁻³</td> <td>約3.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>約4.2×10⁻¹</td> <td>約1.2×10⁻²</td> <td>約4.3×10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 グループ	摂取 経路	実効線量					1号炉		2号及び3号炉(合計)			I-131	I-133	I-131	I-133	合計	成 人	吸 入	0	0	約1.2×10 ⁻²	約3.7×10 ⁻³	約1.6×10 ⁻²	葉 菜	0	0	約3.7×10 ⁻²	約2.0×10 ⁻³	約3.9×10 ⁻²	牛 乳	0	0	約3.4×10 ⁻²	約7.9×10 ⁻⁴	約3.4×10 ⁻²	合 計	0	0	約8.2×10 ⁻²	約6.4×10 ⁻³	約8.9×10 ⁻²	幼 児	吸 入	0	0	約2.2×10 ⁻²	約8.0×10 ⁻³	約3.0×10 ⁻²	葉 菜	0	0	約8.6×10 ⁻²	約5.3×10 ⁻³	約9.2×10 ⁻²	牛 乳	0	0	約3.9×10 ⁻¹	約1.1×10 ⁻²	約4.0×10 ⁻¹	合 計	0	0	約5.0×10 ⁻¹	約2.4×10 ⁻²	約5.3×10 ⁻¹	乳 儿	吸 入	0	0	約1.4×10 ⁻²	約5.8×10 ⁻³	約1.9×10 ⁻²	葉 菜	0	0	約6.5×10 ⁻²	約4.7×10 ⁻³	約6.9×10 ⁻²	牛 乳	0	0	約3.4×10 ⁻¹	約1.3×10 ⁻³	約3.4×10 ⁻¹	合 計	0	0	約4.2×10 ⁻¹	約1.2×10 ⁻²	約4.3×10 ⁻¹	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。
年齢 グループ	摂取 経路	実効線量																																																																																														
		1号炉			2号及び3号炉(合計)																																																																																											
		I-131	I-133	I-131	I-133	合計																																																																																										
成 人	吸 入	0	0	約1.2×10 ⁻²	約3.7×10 ⁻³	約1.6×10 ⁻²																																																																																										
	葉 菜	0	0	約3.7×10 ⁻²	約2.0×10 ⁻³	約3.9×10 ⁻²																																																																																										
	牛 乳	0	0	約3.4×10 ⁻²	約7.9×10 ⁻⁴	約3.4×10 ⁻²																																																																																										
	合 計	0	0	約8.2×10 ⁻²	約6.4×10 ⁻³	約8.9×10 ⁻²																																																																																										
幼 児	吸 入	0	0	約2.2×10 ⁻²	約8.0×10 ⁻³	約3.0×10 ⁻²																																																																																										
	葉 菜	0	0	約8.6×10 ⁻²	約5.3×10 ⁻³	約9.2×10 ⁻²																																																																																										
	牛 乳	0	0	約3.9×10 ⁻¹	約1.1×10 ⁻²	約4.0×10 ⁻¹																																																																																										
	合 計	0	0	約5.0×10 ⁻¹	約2.4×10 ⁻²	約5.3×10 ⁻¹																																																																																										
乳 儿	吸 入	0	0	約1.4×10 ⁻²	約5.8×10 ⁻³	約1.9×10 ⁻²																																																																																										
	葉 菜	0	0	約6.5×10 ⁻²	約4.7×10 ⁻³	約6.9×10 ⁻²																																																																																										
	牛 乳	0	0	約3.4×10 ⁻¹	約1.3×10 ⁻³	約3.4×10 ⁻¹																																																																																										
	合 計	0	0	約4.2×10 ⁻¹	約1.2×10 ⁻²	約4.3×10 ⁻¹																																																																																										

廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由
添付書類三	<p>廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量</p>	<p>1号炉運転時における女川原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間 $50 \mu\text{Gy}$ を下回る。</p> <p>解体工事準備期間は、1号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の定期事業者検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。</p> <p>1号炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建家からの線量は、主蒸気中に含まれるN-16を線源としている。</p> <p>1号炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、N-16の半減期は約7秒であることから、タービン建家からの線量は無視できる。</p> <p>また、解体工事準備期間に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵所等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管とともに、安全確保のために必要な機能を維持することから、1号炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における女川原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間 $50 \mu\text{Gy}$ を下回る。</p>	なし	周辺監視区域境界の変更は、直接線量及びスカイシャイン線の評価方位ではないため、評価結果に影響はない。
	<p>廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>(5) 被ばく評価のまとめ</p>	<p>敷地境界外における1号、2号及び3号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く）による実効線量並びに放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、第3.2-12表に示すとおり、それぞれ約 $5.3 \mu\text{Sv/y}$、約 $0.9 \mu\text{Sv/y}$ 及び約 $0.6 \mu\text{Sv/y}$ となり、合計約 $6.7 \mu\text{Sv/y}$ である。この値は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値 $50 \mu\text{Sv/y}$ を下回る。</p> <p>また、女川原子力発電所の原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、「一般公衆線量評価」に示される年間 $50 \mu\text{Gy}$ 程度を下回る。</p>	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。

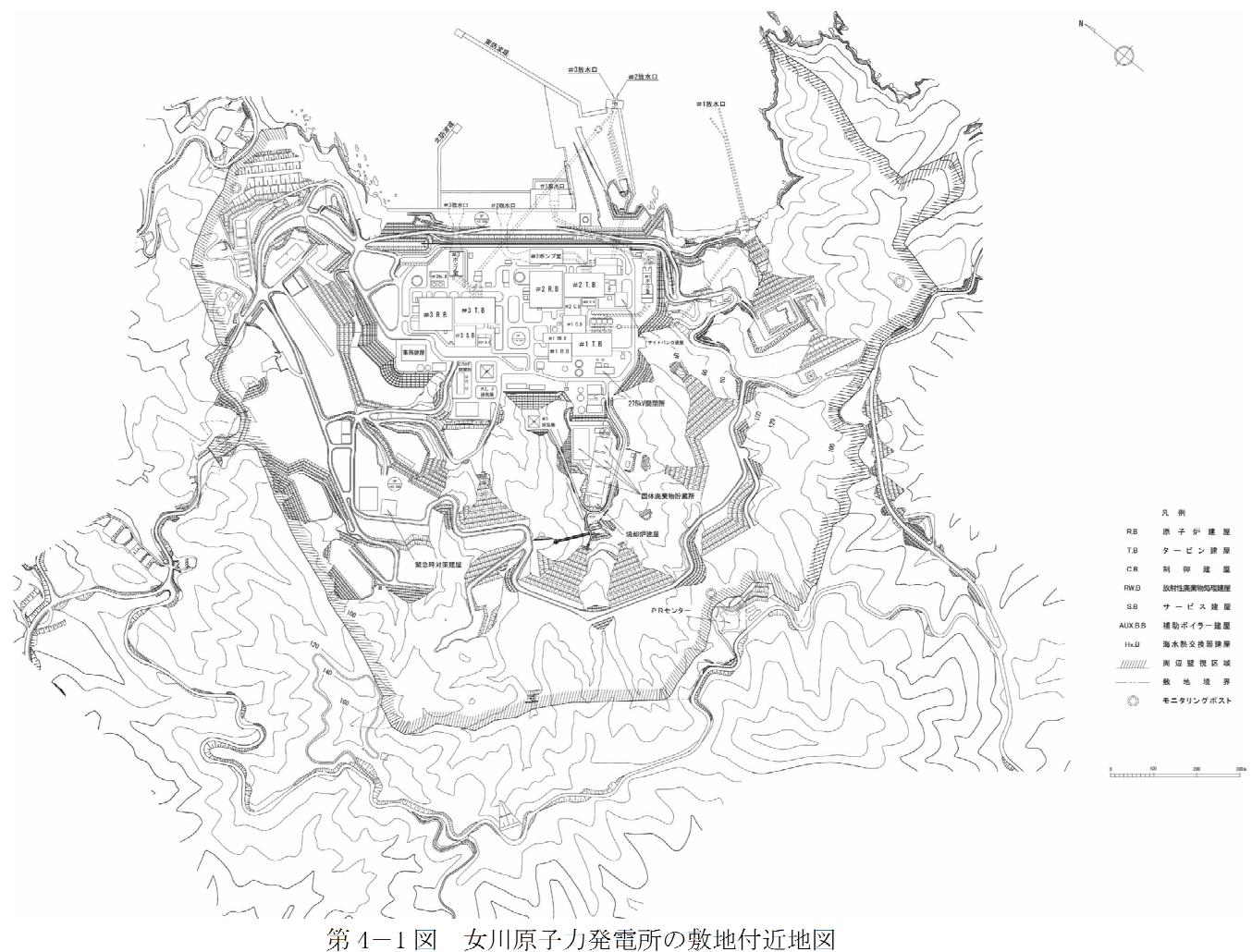
廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由												
添付書類三	<p>廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 2. 被ばく評価 2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価 2.2.1 解体工事準備期間 (5) 被ばく評価のまとめ</p>	<p>第 3.2-12 表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{y}$)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量</td> <td>約 5.3</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量</td> <td>約 0.9</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量</td> <td>約 0.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 6.7</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量	放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量	約 5.3	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量	約 0.9	放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 0.6	合計	約 6.7	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。		
	実効線量															
放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量	約 5.3															
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量	約 0.9															
放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 0.6															
合計	約 6.7															
添付書類四	<p>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 1.2 事故解析 1.2.2 線量の評価 (1) 評価前提</p>	<p>実効線量の計算は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における評価と同様に行う。線量の評価に用いる相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)は、2012年1月から2012年12月までの1年間の観測データを使用して、「気象指針」に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)を第4.1-2表に示す。</p> <p>第 4.1-2 表 評価に使用する相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放出条件</th> <th>相対濃度(χ/Q) (s/m^3)</th> <th>相対線量(D/Q) (Gy/Bq)</th> </tr> <tr> <th>実効放出 継続時間</th> <th>放出位置</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>建家放出</td> <td>5.3×10^{-4}</td> <td>2.7×10^{-18}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 放出源の有効高さを0mとする。 2. 評価に用いるχ/Q及びD/Qは、陸側方向の方位毎に求めた累積出現頻度が97%に当たる値のうち最も大きな値とする。</p>	放出条件		相対濃度(χ/Q) (s/m^3)	相対線量(D/Q) (Gy/Bq)	実効放出 継続時間	放出位置			1時間	建家放出	5.3×10^{-4}	2.7×10^{-18}	なし	線量は敷地境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。
放出条件		相対濃度(χ/Q) (s/m^3)	相対線量(D/Q) (Gy/Bq)													
実効放出 継続時間	放出位置															
1時間	建家放出	5.3×10^{-4}	2.7×10^{-18}													

廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由
添付書類四	<p>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>1.2 事故解析</p> <p>1.2.2 線量の評価</p> <p>(4) 評価結果</p>	<p>上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果を第4.1-3表に示す。</p> <p>燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約 $1.0 \times 10^{-3} \text{mSv}$ であり、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。</p> <p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p>	なし	線量は敷地境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。
添付書類五	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	—	なし	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。
添付書類六	性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	—	なし	性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。
追補 (添付書類六)	<p>追補</p> <p>「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>4. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について</p> <p>4.2 評価条件</p> <p>(3) 評価地点</p>	<p>スカイシャイン線による実効線量の評価は、海側方位を除いた敷地境界上で、使用済燃料プールからの距離が最も短く、実効線量が最大となる地点について実施する。</p> <p>表2に評価地点の条件、図2に評価地点の概略図を示す。</p>	なし	線量は敷地境界で評価しており、尚且つ、周辺監視区域境界の変更となる地点は、評価地点の近傍ではないため、評価結果に影響はない。

廃止措置計画	項目	記載	影響有無	理由
追補 (添付書類六)	追補 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補 4. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について 4.3 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果	使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約 $7.7 \mu\text{Sv/h}$ であり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分確保できることから、周辺公衆の放射線被ばくへの影響は小さい。	なし	線量は敷地境界で評価しており、尚且つ、周辺監視区域境界の変更となる地点は、評価地点の近傍ではないため、評価結果に影響はない。
添付書類七	廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書	—	なし	廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。
添付書類八	廃止措置の実施体制に関する説明書	—	なし	廃止措置の実施体制に関する説明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。
添付書類九	廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	—	なし	廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない。

表 3-2 廃止措置計画のうち変更が必要な図面について

廃止措置計画	図タイトル	影響有無	理由
本文	第 4-1 図 女川原子力発電所の敷地付近地図	あり	周辺監視区域境界の修正が必要。
	第 4-2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図		
	第 5-1 図 解体対象施設の配置図		
添付書類二	第 2.1-1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図		
添付書類三	第 3.2-1 図 評価地点の概要		
追補 (添付書類六)	図 2 評価地点の概略		



第4-1図 女川原子力発電所の敷地付近地図

凡例

■ 管理区域

R.B 原子炉建屋

T.B タービン建屋

C.B 制御建屋

RW.B 放射性廃棄物処理建屋

S.B サービス建屋

AUX.B.B 補助ボイラー建屋

Hx.B 海水熱交換器建屋

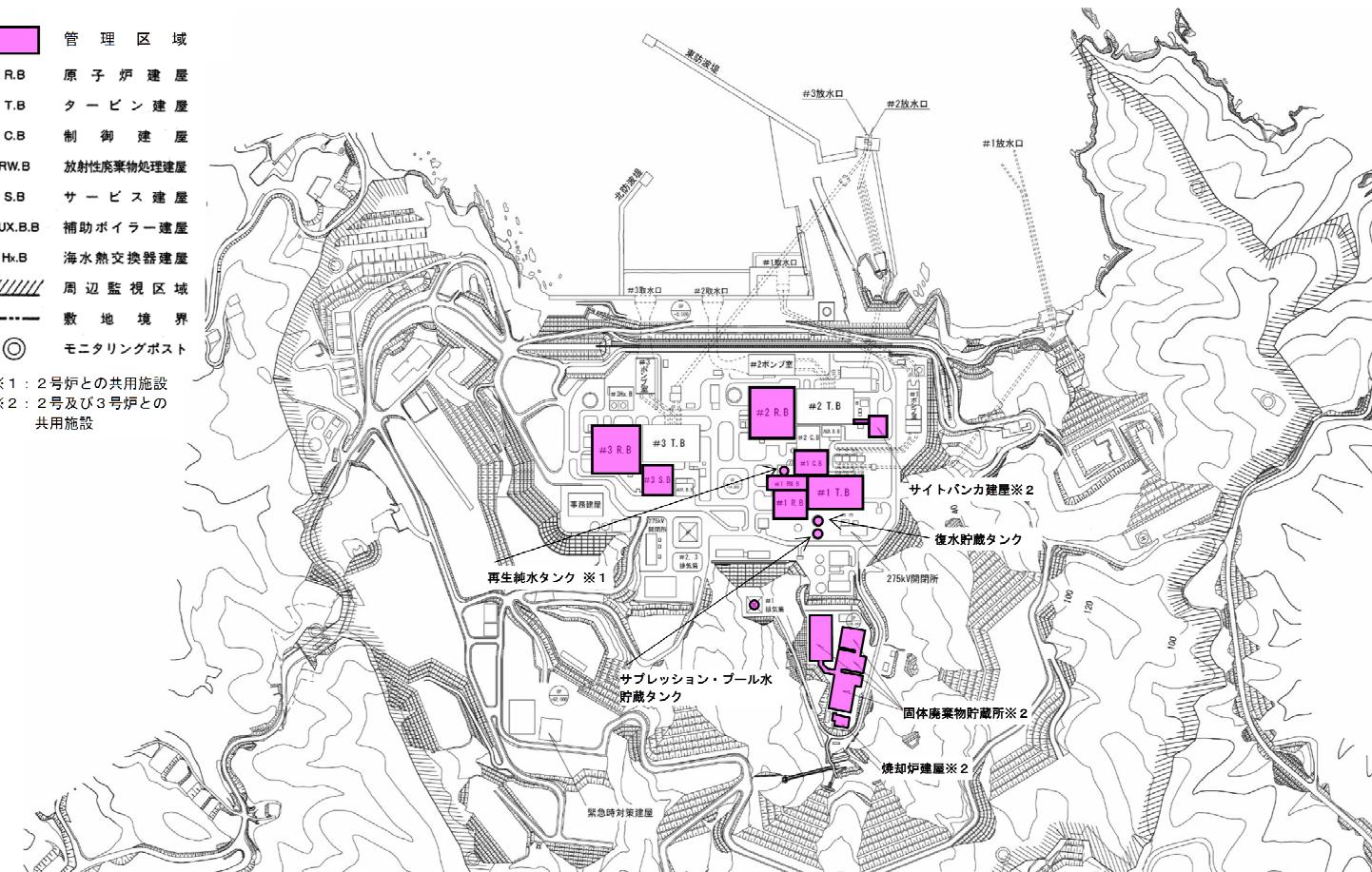
周辺監視区域

敷地境界

◎ モニタリングポスト

※1 : 2号炉との共用施設

※2 : 2号及び3号炉との
共用施設



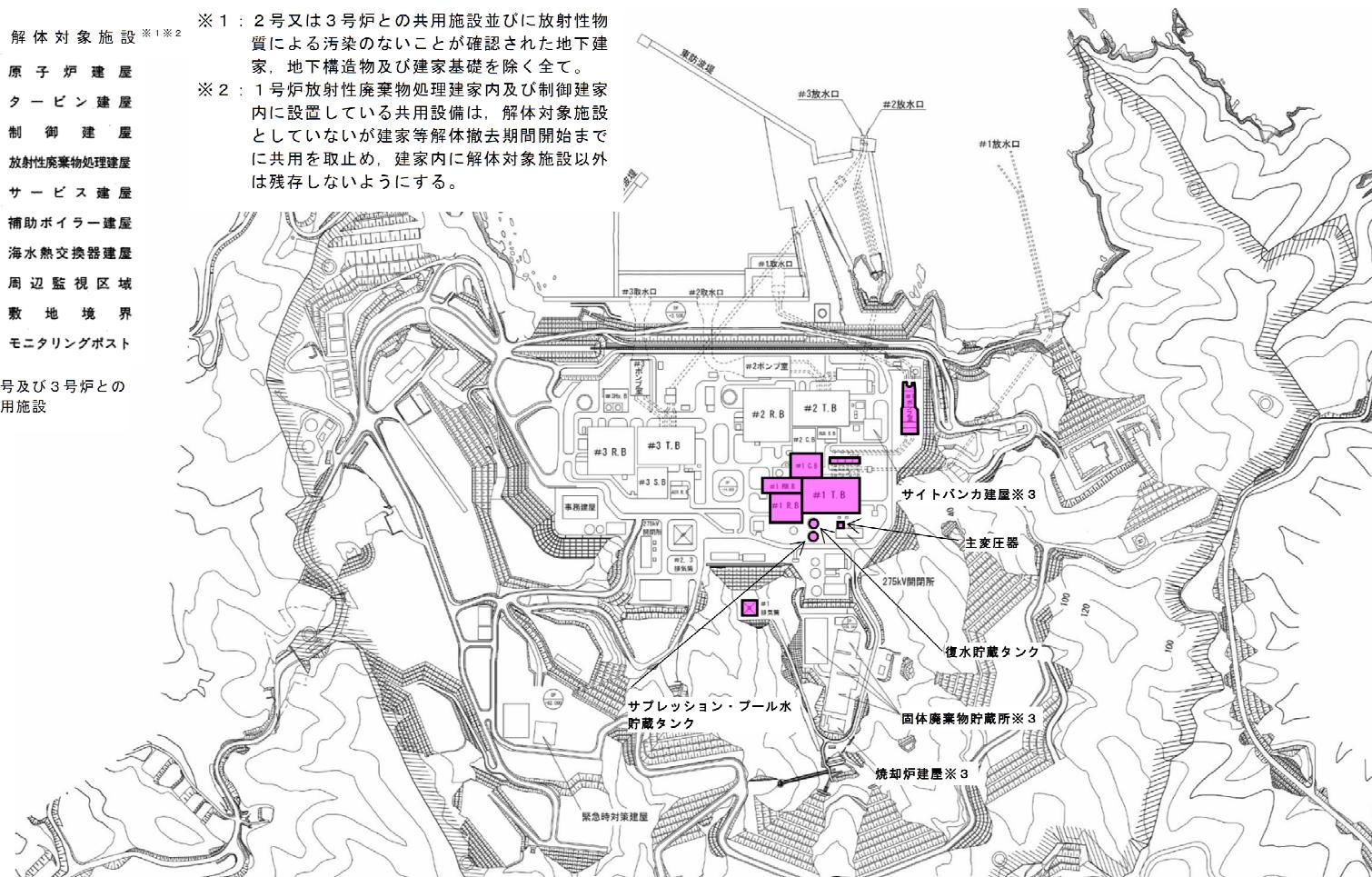
第4-2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図

凡例

	解体対象施設※1※2
R.B	原 子 炉 建 屋
T.B	タ ビン 建 屋
C.B	制 御 建 屋
RW.B	放 射 性 廃 物 处 理 建 屋
S.B	サ ー ビ ス 建 屋
AUX.B.B	補 助 ボイラー 建 屋
Hx.B	海 水 热 交 換 器 建 屋
	周 边 监 视 区 域
	敷 地 境 界
	モニタリングポスト

※3 : 2号及び3号炉との共用施設

- ※1 : 2号又は3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除く全て。
- ※2 : 1号炉放射性廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している共用設備は、解体対象施設としているが建家等解体撤去期間開始までに共用を止め、建家内に解体対象施設以外は残存しないようにする。



凡例

■ 廃止措置に係る工事作業区域

R.B 原子炉建屋

T.B タービン建屋

C.B 制御建屋

RW.B 放射性廃棄物処理建屋

S.B サービス建屋

AUX.B.B 機械ボイラー建屋

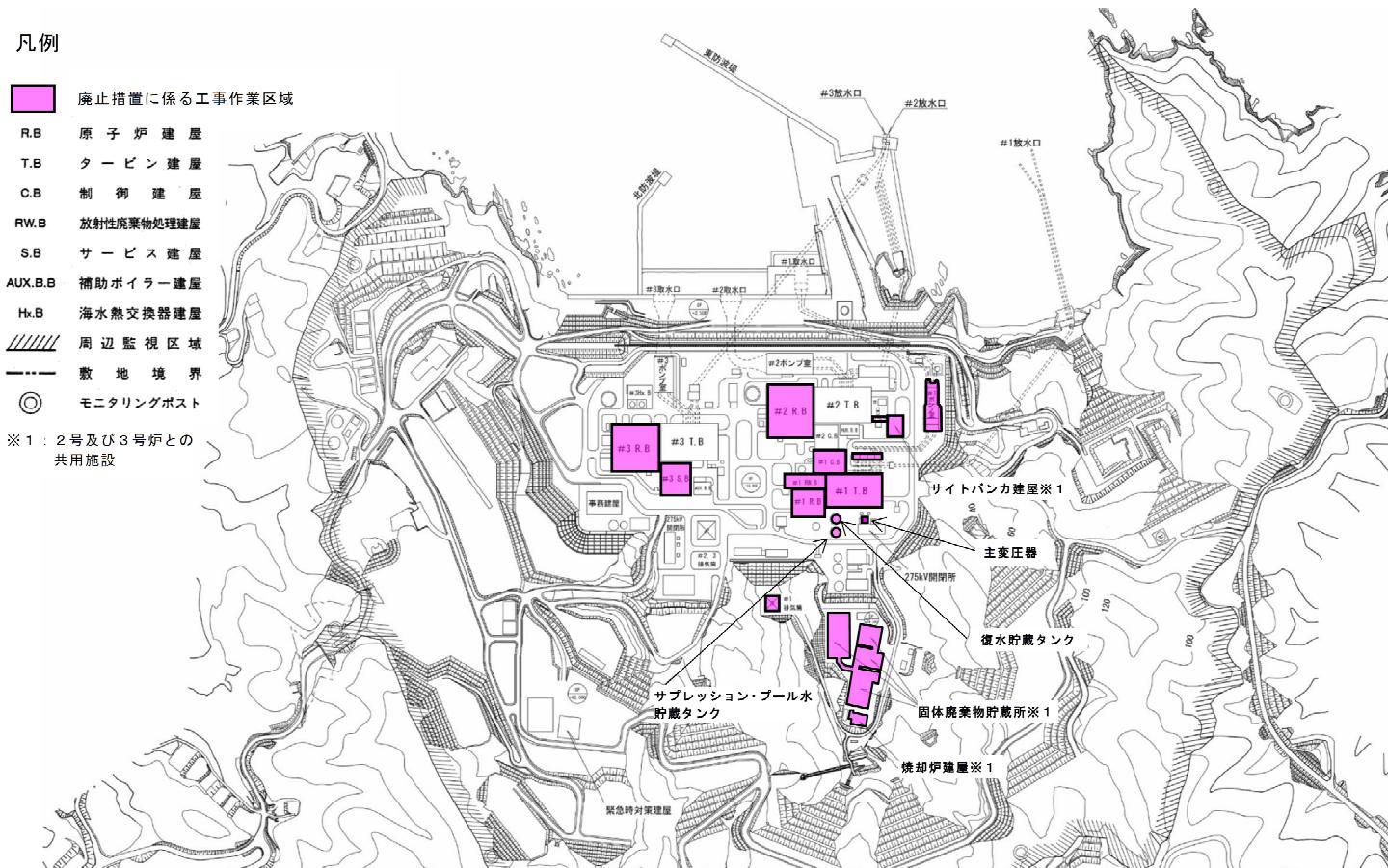
Hx.B 海水熱交換器建屋

////// 周辺監視区域

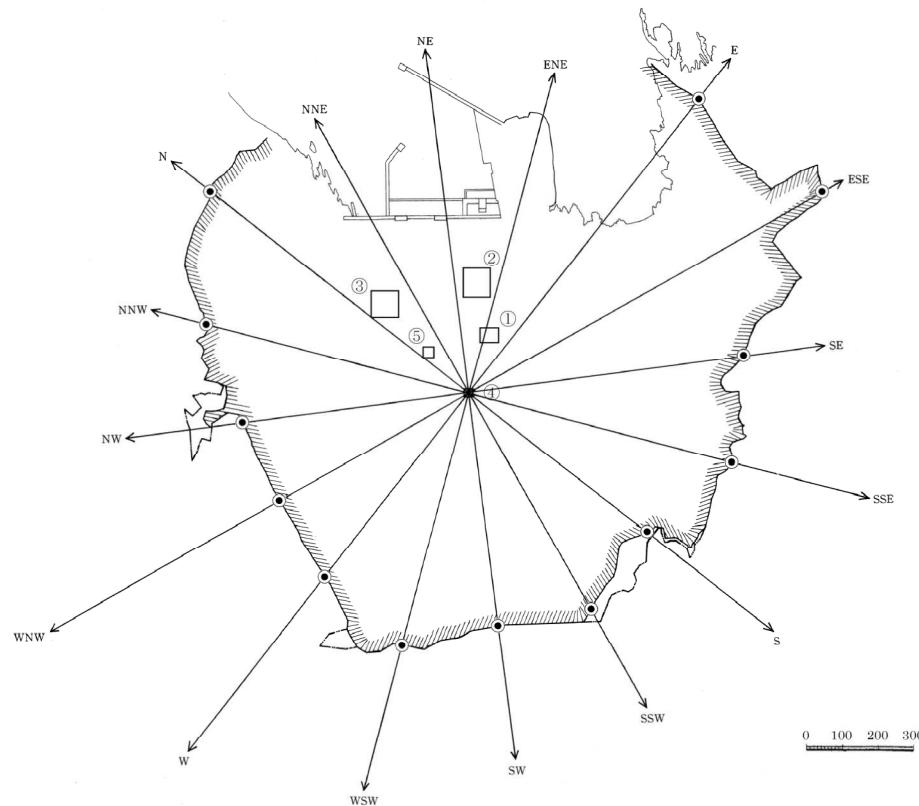
— 敷地境界

◎ モニタリングポスト

※1 : 2号及び3号炉との
共用施設



第2.1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図



- | | |
|----------------|---------------------|
| ① : 1号炉原子炉建屋 | ----- : 敷地境界 |
| ② : 2号炉原子炉建屋 | \\\\\\\\ : 周辺監視区域境界 |
| ③ : 3号炉原子炉建屋 | |
| ④ : 1号炉排気筒 | |
| ⑤ : 2号及び3号炉排気筒 | ○ : 被ばく線量計算地点 |

第3.2-1図 評価地点の概要

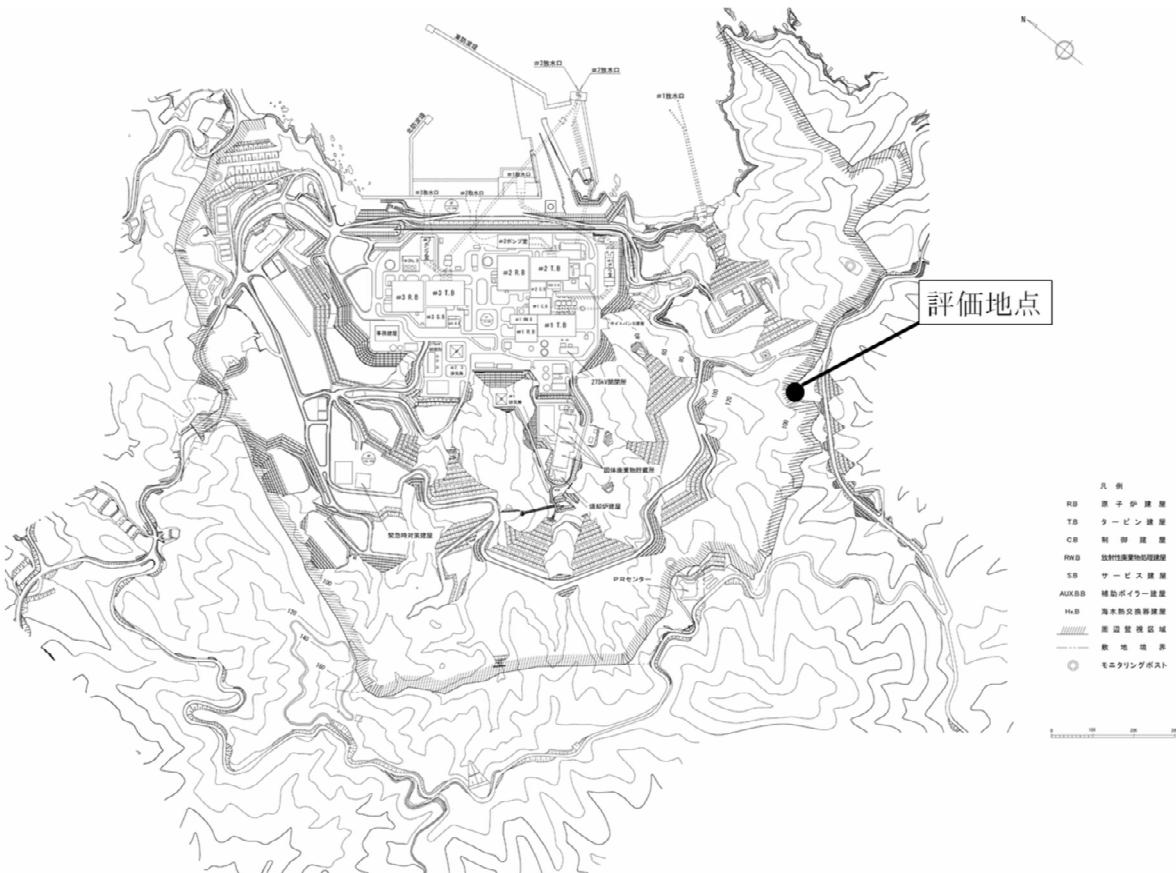


図2 評価地点の概略

4. 保安規定変更内容の廃止措置計画への反映の考え方

廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階(解体工事準備期間、原子炉領域周辺設備解体撤去期間、原子炉領域設備等解体撤去期間、建家等解体撤去期間)に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら確実に進めることとしている。廃止措置工程を表4-1に示す。

現在の廃止措置計画では、解体工事準備期間に行う具体的な事項について記載しており、原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に行う具体的な事項については、解体工事準備期間に実施する汚染状況の調査結果や管理区域外の設備の解体撤去経験等を踏まえ、解体撤去の手順及び工法、放射性物質の処理及び管理方法等について検討を進め、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画に反映し変更の認可を受けることとしている。

廃止措置計画への影響確認結果を踏まえ、廃止措置計画の周辺監視区域境界が記載された本文及び添付書類の図面の変更については、今後、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに行う廃止措置計画の変更認可申請に合わせて実施する。

表4-1 廃止措置工程

令和2年年度	令和3年年度	令和4年年度	令和5年年度	令和6年年度	令和7年年度	令和8年年度	令和9年年度	令和10年年度	令和11年年度	令和12年年度	令和13年年度	令和14年年度	令和15年年度	令和16年年度	令和17年年度	令和18年年度	令和19年年度	令和20年年度	令和21年年度	令和22年年度	令和23年年度	令和24年年度	令和25年年度	令和26年年度	令和27年年度	令和28年年度	令和29年年度	令和30年年度	令和31年年度	令和32年年度	令和33年年度	令和34年年度																					
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度																				
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度																					
解体工事準備期間								原子炉領域周辺設備解体撤去期間								原子炉領域設備等解体撤去期間								建家等解体撤去期間																													
核燃料物質の搬出																																																					
核燃料物質による汚染の除去																																																					
汚染状況の調査																																																					
安全貯蔵								管理区域内設備（原子炉領域周辺）の解体撤去																																													
→								原子炉領域設備の解体撤去																																													
管理区域外設備の解体撤去																																																					
放射性廃棄物（運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物）の処理処分																																																					

以上